

関川村推奨品認定及び更新認定募集要項

1 趣 旨

村民や観光客等に販売できる特産品の創出を支援することにより、関川村の知名度の向上と地域経済の活性化を図るため、魅力ある特産品を関川村推奨品として認定するものです。

2 認定申請できる方

認定の対象になる商品の生産・製造を行っている個人や法人で、以下の要件を満たす方が対象です（住民登録や事業所が村内にあるかは問いません）。

- (1) 商品の生産、製造、販売に関し、必要な許認可等を取得していること、又は取得の見込みがあること。
- (2) 商品の生産、製造、販売に関し、第三者の産業財産権等に損害を与えるものでないこと。
- (3) 外国人にあっては、日本国内において就労が認められる在留資格を有すること。
- (4) 関川村税条例に掲げる村税の滞納がないこと(村内の個人・法人のみ)。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条 6 号に掲げる暴力団員及び関川村暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に既定する性風俗関連特殊営業を営むものでないこと。

3 認定対象商品

以下のいずれかに該当する商品とします。食品のほか、工芸品や雑貨等も対象です。

- (1) 関川村の地場農産物等を活用した商品
- (2) 関川村資源や魅力を発信することのできる商品
- (3) 関川村伝統的な文化・風習を活かした商品

※認定対象商品に該当するか否かについては、村が事前に確認します。申請をご検討の方は、事前に交流・定住班へご相談ください。

4 認定品の選定方法

提出された申請書をもとに、村が審査基準に則って審査を行い、村長が認定します。

5 審査基準

以下の基準により審査を行います。

項 目	内 容
地域性 (関川村らしさ) ※いずれか	・ 村内で生産された農産物等が活用されていること。 ・ 村の伝統的な文化や風習が活用されていること。 ・ 生産、製造、販売等の過程でより多くの村内事業者が関わっていること。
独自性・創造性	・ 類似商品と比較し、個性や特長、付加価値などが認められること。
信頼性・安全性	・ 品質の維持・管理・向上のための取組、技術、流通、検査等の体制が整っていること。
品質・技術力	・ 素材の活かし方や製造技術が優れていること。 ・ 品質が優れていること。
将来性	・ 将来的に流通していく見込みがあること。

6 申込方法

(1)申請期間

令和8年3月11日（水）まで

必要書類一式を関川村役場地域政策課 交流・定住班へご提出ください。

※郵送の場合

〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関 912 地域政策課 交流・定住班

(2)提出書類 ※書類は地域政策課 交流・定住班でお渡しします。

No.	提 出 書 類	個人	法人
1	関川村推奨品認定申請書（様式第1号） （更新の場合：様式4号）	○	○
2	関川村推奨品認定申請調書（別紙1）	○	○
3	関川村推奨品認定申請に関する確認書（別紙2）	○	○
4	宣誓書（別紙3）	○	○
5	住民票（外国人にあっては、日本国内において就労が認められる在留資格を有することを証明できるもの）の写し	○	×
6	履歴事項全部証明書の写し	×	○
7	個人・法人情報（市税滞納の確認用）に関する同意書（村内の個人・法人のみ）	○	○
8	許認可証の写し（許認可が必要な業種のみ）	○	○
9	その他村長が必要と認める書類	△	△

7 認定の期間

認定日から令和 10 年 3 月 31 日まで

8 認定の特典

- (1) 関川村推奨品認定証を交付します。
- (2) 認定品に村が定める「認定マーク」を掲示することができます。
- (3) 認定品の PR 素材に、村が定める「認定マーク」を使用することができます。
- (4) 村内に住所がある事業者および個人に対して更新時に認定マークシールを 400 枚提供します（上限あり。一事業者あたり 2000 枚まで）。
- (5) 認定品は、村のホームページや広報紙、パンフレット等へ掲載し、村内外へ広く PR を行います。
- (6) 村内外への販路開拓の支援の対象となります。

9 認定事業者の責務

- (1) 認定事業者は、関川村推奨品認定要綱を遵守すること。
- (2) 認定事業者は、認定品の生産、製造、販売を通して、積極的に関川村の知名度及びイメージの向上に努めること
- (3) 認定品の品質、流通、販売において事故等の問題が生じたときは、認定事業者が自ら責任を以て問題の解決にあたること。

10 留意事項

- (1) 提出された申請書類は返却いたしません。必要な場合は、申請者の方で写しをとってください。
- (2) 申請された個人情報については、当事業の目的以外には使用いたしません。
- (3) 申請された商品に関する特別なノウハウや秘密事項については、法的保護を行うなど、申請者自身の責任において対応してください。
- (4) 申請された商品に関して、第 3 者の著作権や所有者検討に損害を与えたことにより生じたトラブル等については自己の責任で解決してください。
- (5) 申請及び審査に要する経費は申請者の負担になります。
- (6) 審査結果に対する個別のお問合せには、一切お答えできません。

11 問合せ先・提出先

〒959-3292

新潟県岩船郡関川村大字下関 912 関川村役場 地域政策課 交流・定住班

TEL 0254-64-1478 fax 0254-64-0079